定期巡回サービス　Cruto

定期巡回・随時対応型訪問介護看護利⽤契約書

| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 熊本市指定 第 4390103549　　号 |
| --- | --- |

　　　　　　　　　　　　様 (以下「利⽤者」という。) と、株式会社Crutro（以下「事業者」とい

う。）は、事業者が利⽤者に提供する定期巡回随時対応型訪問介護看護（以下 「サービス」とい う。）に関して次のとおり契約を締結するものとする。

（契約の⽬的）

第１条 事業者は介護保険法令及び関係法令の趣旨に従い、利⽤者が可能な限りその居宅において、その有する能⼒に応じ⾃⽴した⽇常⽣活を営むことができるようサービスを提供し、利⽤者は、利⽤した サービスに対する料⾦を事業者に対し⽀払う。

（契約期間等）

第２条 契約の期間は、契約の締結の⽇から利⽤者の要介護認定の有効期間満了⽇までとする。

２ 前項の契約満了の２⽇前までに、利⽤者から事業者に対して契約終了の旨の申し出がない場合に、 契約は⾃動更新されるものとする。

（提供するサービスと料⾦）

第３条 事業者は、居宅サービス計画及びサービス担当者会議の内容を考慮して「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護計画書」を作成し、当該計画書について利⽤者への説明及び同意を得て利⽤者にサービスを提供する。なお利⽤者は利⽤したサービスに関して別紙１で定める料⾦を事業者に⽀払う。

（料⾦の変更）

第４条 事業者は、介護報酬等の改定によりサービスに係る料⾦変更が⽣じたときは、利⽤者に対し文書で利⽤料⾦の変更を提⽰するものとする。

２ 前項の場合、料⾦に関して新たに双⽅が署名した同意書を作成するものとする。

（契約の終了）

第５条 利⽤者は、⾃⼰の都合により契約を終了（中途解約も含む。）する場合には、サービスが終了する１週間前までに事業者へ申し出るものとする。ただし、利⽤者の健康状態の急変、⼊院等やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

２ 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利⽤者に対し１ヶ⽉間の予告期間をおいて理由を示した⽂書で通知することにより、この契約を解約することができる。

３ 事業者は、以下の場合、⽂書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができる。

(1) 利⽤者がサービス料⾦の⽀払いを正当な理由もないまま１ヶ⽉以上遅延し、督促したにもかかわら ず１４⽇以内に⽀払われない場合

(2) 利⽤者⼜はその家族が正当な理由もなくサービスの拒否⼜は休⽌をしばしば繰り返した場合

(3) 利⽤者⼜はその家族が事業者やその従業者に対し、この契約を継続し難いほど重⼤な背信⾏為を ⾏った場合

４ 利⽤者は、以下の場合、直ちにこの契約を解約することができる。

(1) 事業者が正当な理由もなくサービスを提供しない場合

(2) 事業者がこの契約等に定める守秘義務に反した場合

(3) 事業者が利⽤者やその家族等に対し、社会通念を逸脱する⾏為を⾏った場合

５ 次の場合には、この契約は⾃動的に終了するものとする。

(1) 利⽤者が介護保険施設等に⼊所した場合

(2) 利⽤者の要介護認定区分が、⾃⽴⼜は要⽀援に変更された場合

(3) 利⽤者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

（賠償責任）

第６条 事業者は、サービスの提供時において、事業者⼜はその職員の責めに帰すべき事由により利⽤者の⽣命、⾝体、財産に損害を及ぼしたことが明らかな場合には、利⽤者に対しその損害を賠償する。ただし、以下の各号による利⽤者に故意⼜は過失が認められる場合には、事業者は賠償責任を免れるものとする。

(1) 利⽤者が、契約締結時にその⼼⾝の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、⼜ は不実の告知を⾏ったことに起因して損害が発⽣した場合

(2) 利⽤者が、サービスの実施にあたっての必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げ ず、⼜は不実の告知を⾏ったことに起因して損害が発⽣した場合

(3) 利⽤者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発 ⽣した場合

(4) 利⽤者が、事業者及びその職員の指⽰や依頼に反して⾏った⾏為に起因して損害が発⽣した場合

(5) 天災事変その他の不可抗⼒及び⽕災、盗難、暴⾔あるいは外出中の不慮の事故により、利⽤者が受 けた損害、災難については、事業者は⼀切の賠償責任を負わないものとする。ただし、事業者の故意⼜ は重⼤な過失による場合はこの限りではない。

（⾝分証携⾏義務）

第７条 事業者の職員は、常に⾝分証を携⾏するものとし、初回訪問時及び利⽤者⼜は利⽤者の家族から提⽰を求められたときは、いつでも⾝分証を提⽰しなければならない。

（相談・苦情対応）

第８条 事業者は、利⽤者からの相談や苦情等に対応する窓⼝を設置し、サービスに関する利⽤者の相 談や苦情等に対して迅速に対応しなければならない。また、サービスに関して寄せられた相談や苦情等をサービスの質の向上に役⽴てる取り組みを⾏う。

２ 事業者は、前項の相談や苦情等に関する記録をサービス提供完結の⽇から５年間保存するものとす る。

（秘密保持）

第９条

１ 事業者及びその職員は、サービスを提供する上で知り得た利⽤者やその家族に関する秘密を、 正当な理由なしに第三者に漏らしてはならない。この守秘義務に関しては、契約の終了後も同様とす る。

２ 事業者は、利⽤者を担当する居宅介護⽀援事業所、サービス担当者会議等に関係する他事業所との 連携等において、必要な場合にのみ利⽤者やその家族の情報を使⽤することとし、利⽤者はこの契約成 ⽴に伴い、別紙２について同意することとする。

（この契約に定めない事項）

第10条

１ 利⽤者及び事業者は、双⽅が信義誠実をもってこの契約を履⾏するものとする。

２ この契約に定めのない事項及び疑義が⽣じたときは、介護保険法等法令の定めるところに従い、双⽅が誠意を持って協議のうえ定めることとする。

この契約の成⽴を証するため本証２通を作成し、双⽅記名押印⼜は署名して１通ずつ保有する。

契約締結⽇　令和　　 年　　 ⽉　　 ⽇

　　　　　　　　　　　　　　　（事業者） 　　　　 法⼈住所：熊本県上益城郡嘉島町上仲間860-1　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法⼈名 ：株式会社Cruto

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者⽒名：代表取締役 那須 正剛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　事業所名：定期巡回サービスCruto

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 事業所住所：熊本県熊本市南区城南町下宮地497-1

| （利⽤者）  住所 |  |
| --- | --- |
| ⽒名 | 印 |
| （⾝元引受⼈）  　　　　　　　　利⽤者との関係・続柄 |  |
| 住所 |  |
| ⽒名 | 印 |

＊⾝元引受⼈欄に署名された⽅は、同欄の署名をもって、本契約に基づくサービス提供に必要な範囲での署名者及 び利⽤者家族の個⼈情報の使⽤に同意したものとします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利⽤料⾦表（ 利⽤者負担⾦ ）（別紙１）

1. 利⽤料

介護保険からの介護給付サービスを利⽤する場合の利⽤者負担⾦は、利⽤⾦額のうち「負担割合証」に記載されている利⽤者負担割合分になります。この⾦額は、介護保険の法定利⽤料に基づく⾦額です。

ただし、介護保険の⽀給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額⾃⼰負担となります。また、要介護認定区分が⾃⽴と判定した⽅等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない⽅については全額⾃⼰負担となります。

【料⾦表（単位数）】通常時間帯（24時間365⽇）⽉あたりの定額払い

○訪問看護を利⽤しない場合

| 要介護度 | 定期巡回・随時対応型  訪問介護看護費Ⅰ 単位数（訪問看護を利⽤しない場合） |
| --- | --- |
| 要介護１ | 5,446 |
| 要介護２ | 9,720 |
| 要介護３ | 16,140 |
| 要介護４ | 20,417 |
| 要介護５ | 24,692 |

【減算される項⽬】

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅰ-1の場合

| 項⽬ | 概要 | 単位数 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 |  |
| 通所介護サービス  利⽤時の減算額  （1⽇あたり） | 当該サービスの利⽤者が、通所 介護サービス等を利⽤された場 合に減算されます。 | 要介護１ | -62 |
| 要介護２ | -111 |
| 要介護３ | -184 |
| 要介護４ | -233 |
| 要介護５ | -281 |
| 短期⼊所サービス  利⽤時の⽇割り⾦額  （1⽇あたり） | 当該サービスの利⽤者が、短期⼊所サービス等を利⽤された場合に減算されます。 | 要介護１ | 179 |
| 要介護２ | 320 |
| 要介護３ | 531 |
| 要介護４ | 672 |
| 要介護５ | 812 |

　　　　　　○訪問看護を利⽤する場合

| 要介護度 | 定期巡回・随時対応型  訪問介護看護費Ⅰ 単位数（訪問看護を利⽤する場合） |
| --- | --- |
| 要介護１ | 7,946 |
| 要介護２ | 12,413 |
| 要介護３ | 18,948 |
| 要介護４ | 23,358 |
| 要介護５ | 28,298 |

　　　　　　【減算される項⽬】 ※定期巡回・随時 対応型訪問介護看護Ⅰ-2 の 場合

| 項⽬ | 概要 | 単位数 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 |  |
| 通所介護サービス  利⽤時の減算額  （1⽇あたり） | 当該サービスの利⽤者が、通所 介護サービス等を利⽤された場 合に減算されます。 | 要介護１ | -91 |
| 要介護２ | -141 |
| 要介護３ | -216 |
| 要介護４ | -266 |
| 要介護５ | -322 |
| 短期⼊所サービス  利⽤時の⽇割り⾦額  （1⽇あたり） | 当該サービスの利⽤者が、短期⼊所サービス等を利⽤された場 合に減算されます。 | 要介護１ | 261 |
| 要介護２ | 408 |
| 要介護３ | 623 |
| 要介護４ | 768 |
| 要介護５ | 931 |

【加算項⽬】

| 項⽬ | 概要 | 概要 |
| --- | --- | --- |
| 初期加算 | 利⽤を開始した⽇から起算して30⽇以内の期間また は、30⽇を超える⼊院後に利⽤を再開した場合に加 算されます。 | 1⽇につき  　　　　30単位 |
| 総合マネジメント  体制強化加算Ⅰ ※ | 厚⽣労働⼤⾂が定める基準に適合している事業所が 当該サービスの質を継続的に管理した場合加算され ます。 | 1⽉につき  1,200単位 |
| 介護職員処遇改善  加算 （Ⅱ）※ | 厚⽣労働⼤⾂が定める基準に適合している介護職員 の賃⾦の改善等を実施している場合加算されます。 | 1⽉につき  所定単位×22.4％ |
| 特別管理加算Ⅰ  （訪問看護利⽤時※ | 特別な管理を必要とする利⽤者として厚⽣労働⼤⾂が定める状態である場合、加算されます。 | 1⽉につき  500単位 |
| 特別管理加算Ⅱ  （訪問看護利⽤時※ | 特別な管理を必要とする利⽤者として厚⽣労働⼤⾂が定める状態である場合、加算されます。 | 1⽉につき  250単位 |
| 緊急時訪問看護加算Ⅰ （訪問看護利⽤時）※ | 看護師等が、緊急時訪問を必要時に応じて⾏う体制 にある場合、加算されます。 | 1⽉につき  325単位 |
| ターミナルケア加算 （訪問看護利⽤時）※ | 厚⽣労働⼤⾂が定める基準に適合している場合加算 されます。 | 死亡⽉  2,500単位 |
| 退院時共同指導加算 （訪問看護利⽤時） | 退院⼜は退所するに当たり、看護師等が、退院時共 同指導に当たっている場合加算されます。 | 退院・退所につ き1回 600単位 |
| サービス提供体制 強化加算（ Ⅲ） | 厚⽣労働⼤⾂が定める基準に適合している場合加算 されます。 | 1 ⽉につき  350単位 |

※区分⽀給限度額外の加算

✧ 介護報酬告⽰額に、地域区分毎の加算（1単位＝10.00円）と、利⽤者負担割合を乗じた金額が、 利⽤者負担⾦になります。

（その他）

介護保険適⽤の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付⾦が直接定期巡回サービスCrutoに⽀払われない場合があります。その場合は⼀旦介護保険適⽤外として料⾦をいただきます。後⽇、熊本市の窓⼝へ定期巡回サービスCrutoの発⾏するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利⽤料⾦の全額が利⽤者の負担となります。

(1) 通信料

利⽤者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発⽣する通話料⾦については、利⽤者に ご負担いただきます。

※ 事業所から携帯電話を貸与する場合、⼀定の無料通話料⾦の超過分をご負担いただきます。 (2) モバイル端末

サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費 ⽤を ご負担いただきます。

(3) キャンセル料

利⽤者の都合でサービス当⽇にキャンセルする場合には、キャンセル料を申し受けます。 ただし、ご利⽤者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。

| 時 期 | キャンセル料 |
| --- | --- |
| サービス利⽤の前⽇まで | 無 料 |
| サービス利⽤の当⽇ | 500円（税別） |

サービスの提供にあたっては、エリア外であっても交通費は請求しません。

前項の費⽤の⽀払いを受ける場合には、利⽤者⼜はその家族に対して事前に⽂書で説明した上で、⽀ 払 いに同意する旨の⽂書に署名（記名捺印）を受けることとします。

訪問看護料⾦表（医療保険）

健康保険、国⺠健康保険、後期⾼齢者医療保険等の加⼊保険の負担⾦割合により算定します。 1. 医療保険への適⽤

介護保険の要⽀援・要介護認定を受けた⽅でも、次の場合は⾃動的に適⽤保険が介護保険から医療保 険へ変更になります。

　　　　　① 以下の厚⽣労働⼤⾂が定める疾病等の場合

　　　　　末期の悪性腫瘍 　　　多発性硬化症 　　　　　　重症筋無⼒症 　　　　 スモン

　　　　　筋萎縮性側索硬化症 　脊髄⼩脳変性症 　　　　　ハンチントン病 　　 　 進⾏性筋ジストロフィー

　　　　　プリオン病 　　　　　パーキンソン病関連疾患 　多系統萎縮症 　　　 　 亜急性硬化性全脳炎

　　　　　ライソゾーム病 　　　副腎⽩質ジストロフィー 　脊髄性筋萎縮症 　　 　 球脊髄性筋萎縮症

　　　　　慢性炎症性脱髄性多発神経炎 　　　　　　　　　 後天性免疫不全症候群 　頚髄損傷

　　　　　⼈⼯呼吸器を使⽤している状態

② 主治医より特別訪問看護指⽰書が交付された場合

　　　　2. 訪問看護基本療養費(Ⅰ)

|  | |  | 1割 | 2割 | 3割 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 週3⽇まで | | 5,550円 | 555円 | 1,110円 | 1,665円 |
| 週4⽇⽬以降(看護師) | | 6,550円 | 655円 | 1310円 | 1,965円 |
| 週4⽇⽬以降(理学療法⼠等) | | 5,550円 | 555円 | 1,110円 | 1,665円 |

3. 訪問看護基本療養費(Ⅱ)

同⼀⽇の同⼀建物への訪問看護は、3⼈⽬以上の場合1⼈⽬から同⼀建物の報酬を算定します。

|  | |  |  | 1割 | 2割 | 3割 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 週3⽇まで | | 同⼀⽇3⼈以上 | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| 週4⽇⽬以降(看護師) | | 同⼀⽇3⼈以上 | 3,280円 | 328円 | 656円 | 984円 |
| 週4⽇⽬以降(理学療法⼠等) | | 同⼀⽇3⼈以上 | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |

4. 訪問看護基本療養費(Ⅲ)

在宅療養に備えて⼀時的に外泊している⽅に対して、訪問看護指⽰書及び訪問看護計画書に基づき⼊ 院中1回（厚⽣労働⼤⾂が定める疾病等は2回）に限り算定されます。

|  | |  | 1割 | 2割 | 3割 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1回 | | 8,500円 | 850円 | 1,700円 | 2,550円 |

　　　　　5. 訪問看護管理療養費

|  | |  | 1割 | 2割 | 3割 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⽉の初⽇ | | 7,440円 | 744円 | 1,488円 | 2,232円 |
| ⽉の2⽇⽬以降 | | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |

　　　　　6.難病複数回訪問看護加算

|  | | |  | 1割 | 2割 | 3割 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1⽇2回まで | | 同⼀建物内2⼈まで | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| 同⼀建物内3⼈以上 | 4,000円 | 400円 | 800円 | 1,200円 |
| 1⽇3回以上 | | 同⼀建物内2⼈まで | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 同⼀建物内3⼈以上 | 7,200円 | 720円 | 1,440円 | 2,160円 |

|  |  |  | 1割 | 2割 | 3割 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 夜間・早朝加算 | 夜間(18:00~22:00) | 2,100円 | 210円 | 420円 | 630円 |
| 早朝(6:00~8:00) | 2,100円 | 210円 | 420円 | 630円 |
| 深夜加算 | 深夜(22:00~6:00) | 4,200円 | 420円 | 840円 | 1260円 |
| 24時間対応体制加算 |  | 6,400円 | 640円 | 1,280円 | 1,920円 |
| 特別管理加算Ⅰ |  | 5,000円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 特別管理加算Ⅱ |  | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 |
| 訪問看護ターミナルケア療養 費Ⅰ |  | 25,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 |
| 訪問看護ターミナルケア療養 費Ⅱ |  | 10,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 退院時共同指導加算 |  | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 退院⽀援指導加算 |  | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 |

7.複数名訪問看護加算

|  | 回数制限 | 同⼀建物 | 設定額 | 1割 | 2割 | 3割 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保健師、助産師、 看護師  理学療法⼠、作業 療法⼠、⾔語聴覚 ⼠ | 週1⽇まで | 同⼀建物  内2⼈まで | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| 同⼀建物  内3⼈以上 | 4,000円 | 400円 | 800円 | 1,200円 |
| 准看護師 | 週1⽇まで | 同⼀建物  内2⼈まで | 3,800円 | 380円 | 760円 | 1,040円 |
| 同⼀建物  内3⼈以上 | 3,400円 | 340円 | 680円 | 1,020円 |
| 看護補助者 | 週3⽇まで | 同⼀建物  内2⼈まで | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| 同⼀建物  内3⼈以上 | 2,700円 | 270円 | 540円 | 810円 |
| 看護補助者  （※2 別に厚⽣労 働⼤⾂が定める場 合） | 1⽇/回 | 同⼀建物  内2⼈まで | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| 同⼀建物  内3⼈以上 | 2,700円 | 270円 | 540円 | 810円 |
| 2⽇/回 | 同⼀建物  内2⼈まで | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 同⼀建物  内3⼈以上 | 5,400円 | 540円 | 1,080円 | 1,620円 |
| 3⽇/回以上 | 回以上 同⼀建物  　　　 内2⼈まで | 10,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 同⼀建物  内3⼈以上 | 9,000円 | 900円 | 1,800円 | 2,700円 |

（令和5年9⽉1⽇）

個⼈情報保護及び個⼈情報利⽤(肖像権を含む)同意書（別紙２）

＜個⼈情報の保護＞

当事業所が保有するご利⽤者及びそのご家族に関する個⼈情報については、正当な理由なくサービス提供に 無関係な第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

＜個⼈情報の利⽤＞

当事業所が保有するご利⽤者及びそのご家族に関する個⼈情報については、以下の場合には必要な情報のみ を⽤いらせていただきます。

■ 適切なサービスを円滑に⾏うために、連携が必要な場合の情報共有の為

■ サービス提供に必要な請求業務などの事務⼿続き

■ サービス利⽤にかかわる管理運営の為

■ 緊急時の医師・関係機関への連絡の為

■ ご家族または後⾒⼈への報告の為

■ 当社サービスの維持・改善における資料の為

■ 当社の職員研修などにおける資料の為

■ 法令上義務付けられている関係機関からの依頼があった場合

■ 損害賠償責任などにおける公的機関への情報提供が必要な場合

■ 特定の⽬的のために同意を得たものについては、その利⽤⽬的の範囲内で利⽤する。

＜肖像権について＞

当事業所のホームページ・パンフレット・掲⽰物・広報誌などにおいて、ご利⽤者の映像や写真を使⽤させ ていただきたい場合がございます。使⽤の許可に関して以下の□にチェック をご記⼊ください。 ※使⽤を許可された場合でも内容は事前に確認していただきます。

□ 使⽤を許可します。

□ 後姿など顔が⾒えない範囲での使⽤を許可します。

□ 使⽤を拒否します。

私は、本書に基づいて定期巡回サービスCrutoの職員から個⼈情報保護及び個⼈情報利⽤(肖像 権を含む)についての同意書の説明を受けました。また、契約の成⽴に伴い、個⼈情報の使⽤について同意いたします。

　　　　　　　　　　　定期巡回サービス Cruto

| 定期巡回随時対応型訪問介護看護 | 熊本市指定 第 4390103549 号 |
| --- | --- |

重 要 事 項 説 明 書

株式会社Crutoが設置・運営する定期巡回サービスCruto（以下、「当 事業所」といいます。）は、利⽤者に対して、定期巡回随時対応型訪問介護看護（以下 「サービス」といいます。）を各利⽤者との契約に基づき、提供します。 当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り 説明します。

1. 運営事業者

(1) 法⼈名 株式会社Cruto

(2) 法⼈所在地 〒861-3107 熊本県上益城郡嘉島町上仲間860-1

(3) 電話番号 096-234-7774

(4) 代表者⽒名 代表取締役　那須 正剛

(5) 設⽴年⽉⽇ 令和3年8月2日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称 定期巡回サービスCruto

(2) 事業所の所在地 〒861-4204

(3) 電話番号 0964-28-0909

ＦＡＸ番号 0964-28-2626

(4) 管理者⽒名 　尾上 跡武

(5) 当事業所が提供するサービスについて

① 事業の⽬的

利⽤者の要介護状態の軽減⼜は悪化の防⽌に資するよう、その⽬標を設定し、24時間計画的に、 または利⽤者からの随時の通報に適切に対応を⾏うことにより、利⽤者が安⼼してその居宅にお いて⽣活を送ることを⽬的とします。

②運営⽅針

要介護となった場合でも、その利⽤者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有す る能⼒に応じ⾃⽴した⽇常⽣活を営むことができるよう定期的な巡回⼜は随時通報によりその者

の居宅を訪問し、⼊浴・排泄・⾷事等の介護、⽇常⽣活上の緊急時の対応その他、安⼼してその 居宅において⽣活を送ることができるようにするための援助を⾏い、その療養⽣活を⽀援し、⼼ ⾝機能の維持回復を⽬指します。

③ 利⽤料⾦が介護保険の給付の対象となるサービス

　＜サービスの概要＞

| 1) 定期巡回サービス | 訪問介護員が定期的に利⽤者宅を巡回し介護サービスを提供します。 |
| --- | --- |
| 2) 随時対応サービス | 利⽤者・家族からの通報を受け、２４時間オペレーター（専⾨職）が対応するサービスです。 |
| 3) 随時訪問サービス | オペレーターからの要請を受け、随時利⽤者宅を訪問 し、介護サービスを提供します。 |
| 4) 看護サービス | アセスメント、モニタリング及び連携先の訪問看護事業所が定期的並びに随時状況に応じて看護サービスを⾏う。 |

　　　　　　 ✧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利⽤者が安⼼してその居宅において⽣活を　　　　　　　　送るのに必要な援助をします。

✧随時訪問サービスを適切に⾏うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを ⾏う訪問介護員等と密接に連携し、利⽤者の⼼⾝の状況、その置かれている環境等の的確 な把握に努め、利⽤者⼜はその家族に対し、適切な相談及び助⾔を⾏います。

✧ 随時訪問サービスの提供にあたっては、利⽤者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な 援助を⾏います。

✧ 訪問看護サービスの提供にあたっては、主治医の医師との密接な連携に基づき、医師によ る指⽰を⽂書で受けた場合に、サービスを提供します。

④ 職員体制

| 職種 | 職務の内容 | ⼈員数 |
| --- | --- | --- |
| ①管理者 | ・事業所の従業者および業務の⼀元的な 管理  ・従業者に基準を遵守させるための必要 な指揮命令 | 1名（常勤兼務） |
| ②オペレーター | ・利⽤者および家族からの通報を随時受け 付け、適切に対応  ・利⽤者またはその家族に対して、適切な 相談及び助⾔ | 提供時間を通じて１ 名 以上（常勤兼務） |
| ③計画作成責任者 | ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 の作成および交付  ・サービス提供の⽇時等の決定 ・サービス 利⽤の申し込みに係る調整、サービス内容の 管理 | 1名以上 |
| ④定期巡回サービス 訪問介護員 | ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 に沿った定期的な利⽤者宅の巡回訪問 | 必要な⼈数（常勤 兼務） |
| ⑤随時対応サービス 訪問員 | ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 に沿った随時必要な際の利⽤者宅訪問 | 必要な⼈数（常勤 兼務） |
| ⑤看護師・理学療法⼠ 作業療法⼠・⾔語聴覚⼠ | ・定期巡回・随時対応型訪問介護 看護計画 に沿った定期的な巡回 ・オペレーターから の要請を受けての利⽤者宅の訪問 | 看護職員で  常勤換算2.5名以上 |

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

①計画作成責任者は、利⽤者の⽇常⽣活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の⽬標、当該⽬標を達成するための具体的な内容等を記載した定期巡回・随時 対応型訪問介護看護計画を作成します。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければなら ないものです。ただし、⽇々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントによ り、把握した利⽤者の⼼⾝の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス 計画に位置づけられたサービス提供の⽇時にかかわらず居宅サービス計画の内容を踏まえた 上で計画作成責任者がサービスを提供する⽇時及びサービスの具体的内容を定める事ができ ます。

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたっては、その内容について利⽤者また はその家族に説明し、利⽤者の同意の上、交付します。

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を ⾏い、必要に応じて計画の変更を⾏うものとします。

(6) 介護・医療連携推進会議

①サービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものとするために、介護・医療連携推進会 議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助⾔等を 聞く機会が義務付けられています。

② 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね６ヶ⽉に１回以上とします。 ③ 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利⽤者、家族、地域住⺠の代表者、医療関係者、地 域包括⽀援センターの職員、介護保険課担当者、有識者等です。

④ 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助⾔等についての記録を作成するとともに、 当該記録を公表します。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

熊本市南区、中央区、西区一部（蓮台寺、二本木、春日、田崎、八島、田崎町、田崎本町、野　　　　中、新土河原、上代、城山、城山大塘、城山下代、城山半田、城山薬師）

※その他地域に関しては要相談

(2) 営業⽇ 月曜日～日曜日　365⽇

(3) 営業時間 24時間

(4) 苦情相談受付の常設窓⼝は、8:30〜17:30

⼟⽇祝⽇及び、12⽉29⽇〜1⽉3⽇を除きます

4. サービスの提供における留意事項

(1) サービスを⾏う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたって は、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員等の交替

① 利⽤者からの交替の申し出

選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認めら れる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して訪問介護員の交替を申し 出ることができます。ただし、利⽤者から特定の訪問介護員の指定はできません。

② 当事業所からの訪問介護員等の交替

当事業所の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。訪問介護員等を交替する場合 に利⽤者及びその家族等に対してサービス利⽤上の不利益が⽣じないよう⼗分に配慮するものと します。

(3)サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁⽌

サービスの利⽤にあたり、利⽤者は「９.当事業所が提供する居宅介護サービスと利⽤料⾦について」で定められたサービス以外の業務を当事業所に依頼することはできません。

② サービスの実施に関する適切な指導等

サービスの実施に関する適切な指導等はすべて当事業所が⾏います。但し、当事業所はサービス の実施に当って利⽤者の事情・意向等に⼗分に配慮するものとします

③備品等の使⽤

サービス実施のために必要な備品等（⽔道・ガス・電気を含む）は無償で使⽤いたします。 ④合鍵の管理⽅法及び紛失した場合の対応⽅法

サービス、夜間対応型訪問介護、訪問介護の提供に当たり、利⽤者宅に設置する専⽤のキーボッ クスにて保管する事にします。利⽤者から合鍵を預かる場合には、管理⽅法・紛失した場合の対 処⽅法その他必要な事項を記載した⽂書を利⽤者に交付します。キーボックスは無償で提供いた します。契約終了時に、キーボックスはご返却いただきます。また、合鍵を紛失した場合は、す みやかに利⽤者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

⑤ケアコール機器の貸し出しについて

サービスの提供に当たり、必要に応じて利⽤者宅に緊急通報⽤のケアコール機器を設置します。 ケアコール機器は無償で貸し出しいたします。契約終了時に、ケアコール機器はご返却いただき ます。

⑥モバイル端末の設置について

サービス提供の記録については、モバイル端末を活⽤して記録を取ります。状況に応じてモバイ ル端末を利⽤者宅に設置させていただく場合があります。モバイル端末の充電にかかる費⽤をご 負担いただきます。契約終了時に、モバイル端末を設置している場合、モバイル端末をご返却い ただきます。

※当事業所から利⽤者宅に設置した「キーボックス」「ケアコール機器」「モバイル端末」が、 利⽤者及びその関係者の過失にて破損したことが明らかな場合、それぞれの機器の実費相当額を 当事業所に対してお⽀払いただきます。

(4) 訪問介護員等の禁⽌⾏為

訪問介護員等は、利⽤者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する⾏為は⾏いません。 ① 利⽤者もしくはその家族等からの物品等の授受

② 利⽤者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

③ 飲酒及び喫煙

④ 利⽤者もしくはその家族等に対して⾏う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他利⽤者もしくはその家族等に⾏う迷惑⾏為

(5) 提供の拒否の禁⽌

利⽤者からのサービスの申し込みに対して、当該事業所の⼈員体制上等の問題から利⽤申し込み に応じることができない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサー ビスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、当事業所は拒否することができま せん。

(6) サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利⽤申込 者に係る居宅介護⽀援事業所への連絡、適当な他のサービス事業者等の紹介、その他の必要な措 置を速やかに講じます。

(7) 受給資格等の確認

サービスの提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提⽰を受け、被保険者資格等の確認を ⾏います。

(8) ⾝分証の携⾏

訪問介護員等は利⽤者が安⼼してサービスの提供を受けられるよう、⾝分を明らかにする名札等 を携⾏し、求めに応じて提⽰します。

(9) サービス提供記録⽤紙

サービスを提供した記録については、モバイル端末を活⽤して記録を⾏います。記録⽤紙につい ては、利⽤者⼜は家族から申し出があった場合に提⽰します。

(10) 当事業所は、事務室・相談室及び感染症予防に必要な設備または備品を備えます。 5. 勤務体制の確保等

(1) 当事業所は、利⽤者に対し適切なサービスを提供できるよう、適切な勤務の体制を定めます。 (2) 事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。 ①採⽤時研修 採⽤後１か⽉以内

②定期的研修 適宜

6. サービスの終了に伴う援助について

利⽤者は以下の事由により、サービスを終了・変更することができます。

(1) 要介護認定により利⽤者の⼼⾝の状態が⾃⽴と判断された場合

(2) 利⽤者から契約解除の申し出があった場合

(3) 利⽤者⼜はその親族等の⾏動が他の利⽤者⼜はその親族等、職員等に迷惑を及ぼす恐れがあ り、防⽌することができないとき

(4) 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合

(5) 利⽤者が死亡した場合

(6) サービスが終了する場合には、事業所は利⽤者の置かれている環境等を勘案し、必要な⽀援 を⾏うよう努めます。

7. サービスに関する相談・苦情の受付について （契約書第８条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓⼝で受け付けます。

| 窓⼝ | 担当者 　工藤　雄一 |
| --- | --- |
| 受付時間 | 8:30〜17:30（毎週⽉〜⾦曜⽇）  ※⼟⽇祝⽇及び12⽉29⽇〜1⽉3⽇を除く。 |
| 電話番号 | 0964-28-0909 |

(2) ⾏政機関その他苦情受付機関

| 熊本市役所  介護保険課  介護事業指導課 | 所在地 〒860-8601 熊本市中央区⼿取本町1番1号 本庁舎10階  電話番号 096-328-2793 |
| --- | --- |
| 熊本県国⺠健康保険  団体連合会  （熊本県国保連合会）  介護サービス相談窓⼝ | 所在地 〒862-8639 熊本市東区健軍2丁⽬4番1号 電話番号 専⽤電話 ： 096-214-1101  ⽉曜⽇〜⾦曜⽇の午前9時から午後5時  （正午から午後1時までを除く）となっております ⼟⽇祝⽇、年末年始はお休みです |

8. サービスにおける個⼈情報の取り扱い基準の順守について

〔平成18．3.14 厚令三⼗四号に基づく〕

(1) 個⼈情報の収集は、介護関係並びに関係事業のサービス提供前に、利⽤⽬的の範囲を説明し、同意 を頂いた上で収集いたします。

(2) 個⼈情報の利⽤は、別途取り交わす「個⼈情報に関する同意書」にて、定めた内容に基づき、適切 に取り扱います。

9. 当事業所が提供するサービスと利⽤料⾦について

(1) サービス利⽤料⾦

介護保険からの介護給付サービスを利⽤する場合の利⽤者負担⾦は、利⽤⾦額のうち「負担割合 証」に記載されている利⽤者負担割合分になります。この⾦額は、介護保険の法定利⽤料に基づく ⾦額です。ただし、介護保険の⽀給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外の サービス利⽤は、全額⾃⼰負担となります。また、要介護認定区分が⾃⽴と判定した⽅等、何らか の理由にて介護保険の給付を受けない⽅については全額⾃⼰負担となります。 また、医師の特別な指⽰等による訪問看護が⾏われた場合は医療保険が適応され、それに応じた利用者負担⾦となります。

(2) 介護保険等の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利⽤料⾦の全額が利⽤者の負担となります。

| 1) 通信料 | 利⽤者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発⽣す る通話料⾦については、利⽤者が実費分をご負担いただきます。 |
| --- | --- |
| 2) モバイル端末 | サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際 は、モバイル端末の充電にかかる費⽤をご負担いただきます。 |

(3) 請求について

利⽤者は、「10.利⽤料⾦のお⽀払い⽅法」からいずれかを選択し、利⽤者負担額をその選 択した⽅法にて⽀払います。

　　　　　 (4) サービスのキャンセル

利⽤者がサービスの利⽤の中⽌を選択する際は、速やかに事業者までご連絡ください。利⽤

者の都合でサービスをキャンセルする場合には、できるだけお早めに事業者までご連絡くだ さい。直前でのキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けますので、ご了承ください。 （ただし、利⽤者の容態の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合はその限りではあり ません。）

　　　　　　　【サービスをキャンセルした場合】

| 時 期 | キャンセル料 | 備 考 |
| --- | --- | --- |
| サービス利⽤の前⽇18:00まで | 無 料 |  |
| サービス利⽤の当⽇18:00から | 500円 | 税別 |

10.利⽤料⾦のお⽀払い⽅法

当事業所が提供するサービスについては、1か⽉ごとに計算し、事業者が発⾏する利⽤請求書に基 づき、翌⽉25⽇までに以下のいずれかの⽅法でお⽀払いください。

(１か⽉に満たない期間のサービスに関する利⽤料⾦は、利⽤⽇数に基づいて計算した⾦額とします。)

| 1) ⾦融機関⼝座からの⾃動引き落とし  2) 下記指定⼝座への振り込み  **熊本銀⾏ 熊本営業部　普通預⾦ 3226023**  **株式会社Cruto 代表取締役 　那須　正剛** |
| --- |

私は、本書に基づいて定期巡回サービス Crutoの職員から重要事項説明書の説明を受け、同意いたします。

令和　　 年　　 ⽉　　 ⽇

（事業者）法⼈住所 熊本県上益城郡嘉島町上仲間860-1

株式会社Cruto

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表取締役 那須　正剛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 定期巡回サービスCruto

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 事業所住所 熊本県熊本市南区城南町下宮地497-1

| （利⽤者）住所 |  |
| --- | --- |
| ⽒名 | 印 |
| （⾝元引受⼈）利⽤者との関係・続柄 |  |
| 住所 |  |
| ⽒名 | 印 |

＊1 ⾝元引受⼈欄に署名された⽅（以下「ご署名者」といいます。）は同欄の署名をもって本契約に基づくサービス提供に必 要な範囲でご署名者の個⼈情報を提供することに同意したものとします。